

秋田県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定により、秋田県と宮城県の境界に係る道路の管理方法について変更の協議が成立したので、同条第5項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、秋田県建設部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 路線名

一般国道108号

2 道路の区間

宮城県大崎市軍沢岳国有林134林班い6小班から秋田県湯沢市秋ノ宮字役内山国有林45林班へ小班まで

3 変更年月日

平成30年3月15日

4 変更の内容

宮城県知事は、秋田県知事の請求があったときは、当該請求があった年度に係る出納閉鎖までに秋田県知事に対してその請求に係る負担金を支払うこととした。